

コメントの概要及びコメントに対する金融庁・国土交通省の考え方

コメントの概要	金融庁・国土交通省の考え方
就労可能年数を、少なくとも健康寿命の男性 72 歳、女性 74 歳に変更すべきである。	判例実務において、就労可能年数は、67 歳までが基本とされております。このことを踏まえ、改正後の自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準においても、就労可能年数を、67 歳までとしております。